

令和2年度ナノ・マイクロ技術支援講座実施業務委託仕様書

1 事業概要・目的

企業及び大学が、環境、ライフサイエンス分野等の幅広い産業に応用可能なナノ・マイクロ技術を活用し、お互いの資源を有効に活用するための産学・産産連携による新たな事業展開を図り、新産業を創出することを支援するため、ナノ・マイクロ技術等をテーマとした企業や大学等の研究者向け講座を開催する。

講座の開催にあたっては、ナノ・マイクロ技術を導入することのメリット及び産学連携への啓発を図るとともに、本市の産学官連携の研究開発拠点「新川崎・創造のもり」内のナノ・マイクロ技術の産学官共同研究施設「NANOBIIC」の開放機器の利用促進も併せて行うこととする。

2 契約条件等

- (1) 契約期間
契約締結日～令和3年3月31日（水）
- (2) 履行場所
川崎市内 他
- (3) 契約の種別
委託契約
- (4) 契約方法
公募型企画提案方式による特命随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
- (5) その他
業務実施に伴い、必要となる機器、消耗品等は、原則として本市では提供しない。

3 委託業務内容

企業や大学等に所属する研究者を対象に、ナノ・マイクロ技術への関心を高め、基礎的な知識の習得を支援するとともに、講師との産学・産産連携に結びつけるための講座を実施し、新産業の創出を図ることを目的として開催する。

講座を円滑かつ確実に実施するため、各講座開講前日までの準備及び当日の講座開催等に係る次の一連の業務について、事業者へ委託する。

- (1) 講座の企画・立案
 - ・講座内容の企画
 - ・講師の選定
 - ・講師との連絡調整
- (2) 受講者募集広報
 - ・チラシ作成・印刷
 - ・メールマガジン作成・送付
 - ・インターネット等での広報

※講師及び受講者については、以下の対象により回に応じて適切な広報を行うものとする。

講師 \ 対象受講者	大学 (教授・准教授・ 学生等)	企業（大企業）	企業 (中小・ベンチャー)
大学（教授・准教授等）	-	○	○
企業（大企業）	○	○	○
企業（中小・ベンチャー）	○	○	○
大学（学生） ※教授がファシリテート	-	○	○

- (3) 受講者との連絡調整
 - ・受講者の受付業務
 - ・問い合わせ対応等、連絡業務
- (4) 講座運営関係
 - ・事前準備関係
 - ①資料の作成・印刷
 - ②受講者アンケートの作成・印刷
 - ③配布資料の会場へ郵送及び残部の返送（テクノトランスファー2020」のみ）
 - ・当日運営関係
 - ①会場設営・撤去
 - ②受付業務
 - ③受講者アンケートの実施・集計
 - ④講師への謝金支払
 - ⑤会場使用料の支払（「テクノトランスファー2020」のみ）
- (5) 事業報告
 - ・報告書作成業務
 - ・収集したアンケート結果の集計
- (6) その他
 - ・その他、講座実施に必要な業務

なお、講座の開催の目安としては、次の一覧表の通りとする。

ナノ・マイクロ技術支援講座開催一覧

	形式 【回数（程度）】	主たる対象	人数 （程度）	時間 （程度）	開催時期 （目安）	備考
1	セミナー① ※テクノトランスファー2020 【計1回】	大企業、中小企業、大学教授、学生等	100名	90分	11月	※外部の会場を利用するため、会場使用料支払を含む（10万円程度）
2	セミナー② 【計1回】	大企業、中小企業、大学教授、学生等	40名	半日	9～12月頃	※講座終了後の参加者意見交換会に係る準備を含む
3	意見交換会 【計10回程度】	大企業、中小企業、大学教授、学生等	10～20名	90分	月1回	

4 成果物の提出

- ・広報先（参加者リスト）資料（1部）
- ・各講座テキスト（各1部）
- ・報告書（1部）
- ・上記すべての電子データ 1式

5 その他

- (1) 新川崎・創造のもりに関する事項等、事業の実施にあたって必要となる基本情報については、市から提供を受けるものとする。
- (2) 本市の条例、規則等を遵守し、本市にとって適切な事業が実施されるよう、本市の立場に立ち、業務を遂行すること。
- (3) 業務の実施にあたっては、本市との連絡会議を実施するなど、十分に協議検討を行うこと。また、必要な事項について積極的に提案を行うこと。
- (4) 業務の実施にあたっては、本市担当者の指示に基づき、「4大学ナノ・マイクロファブリケーションコンソーシアム」及び「地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所」との十分な連携を図ること。

- (5) 受講者の個人データ及び回収したアンケート等については、法令等に基づき厳重に管理、保管することはもとより、他に漏らしたり、流用したりしてはならない。
- (6) 業務終了後、個人データは速やかに本市へ返却すること。また、回収したアンケート等は適切に処分すること。
- (7) 作成したデータ等については、本市に帰属するものとする。
- (8) その他、業務の実施に必要な事項及び仕様書に定めのない事項については、本市と受託者で協議の上、決定することとする。